

公の施設の使用料算定に関する意見書

～ 受益者負担のあり方について ～

平成 2 1 年 5 月

岐阜市行政改革推進会議

岐阜市長 細江 茂光 様

国・地方における財政状況は、世界的な金融危機の影響や、少子高齢社会の進展とそれに伴う労働人口の減少などにより、今後とも一層厳しさを増すものと見込まれています。

こうした中、現在の厳しい社会経済環境を乗り越え、地方分権改革の時代にふさわしい自立（律）した基礎自治体の構築を目指し、「選択と集中」により、効率的で、持続可能な行財政運営を進めていくことが求められています。

このような状況において、公の施設（以下「施設」という。）のサービス提供に要する維持管理等の費用は、市税等による公費負担と、施設利用者（以下「受益者」という。）が支払う使用料で賄われていますが、岐阜市においては、使用料の算定方式や見直し時期を定めた市役所全体の統一的なルールが定められていません。

このため、公費負担を支える納税者としての市民と、受益者としての市民に、それぞれの立場から理解と納得が得られるよう、公費負担と受益者負担のあり方を具体的かつ明解に示した上で、受益者に応分の負担を求める必要があると考えます。

以上のことから、私たち11名で組織する岐阜市行政改革推進会議は、岐阜市の統一的な使用料算定の考え方について

- 施設ごとのサービス提供に要する原価を明確にする
- 公費と受益者の負担割合を明確にする
- 原価に対する受益者負担額を明確にする

などの観点から7回にわたり会議を開催し、使用料算定の考え方について審議を重ねてまいりました。

この度、意見を取りまとめましたので、今後の市政運営に反映されるよう意見書を提出します。

平成 2 1 年 5 月 2 5 日

会 長	高 橋	弦
副会長	鷺 見 泰	宏
委 員	石 井 直	子
委 員	浅 野 睦	子
委 員	鷓 飼 武	彦
委 員	奥 住 信	治
委 員	笠 井 高	司
(前任者	今 井 快	人)
委 員	藪 下	浩
(前任者	馬 場	清)
委 員	新 井 啓	二
委 員	野 村 典	博
委 員	吉 村 夏	子

(氏 名 : 順 不 同)

I . 使用料算定における基本的な考え方

1 市民が納得できる使用料のあり方

○施設を利用するために使用料を支払うことを通して住民意識が高まり、住民自治につながる自覚が生まれるものと考えます。基本的に、使用料が無料（全額公費負担）ということは望ましくないと考えます。

○使用料収入が施設の維持管理等に要する費用を下回る場合は、不足分を公費で補うことになる。受益者と、施設を利用しない市民との負担の公平化を図るため、受益者には応分の負担を求めることが必要であると考えます。

➤ 受益者負担の原則（公平化）

○応分の負担を求める受益者と、公費負担を支える納税者としての市民に分かりやすく説明できるよう、積算根拠となる算定方法を明確にすることが必要であると考えます。

➤ 算定方法の明確化（透明化）

○より低廉な使用料とするため、民間活用等により効率的な施設運営に努めるとともに、P（計画）－D（実施）－C（検証）－A（見直し）のマネジメントサイクルによる継続的な事務事業の見直しにより、コスト削減に努めることが必要であると考えます。

➤ コスト削減の努力（低廉化）

2 施設の性質に応じた使用料の算定

○施設には、公共性（広く社会一般の利害・影響）の強弱が異なる多種多様の施設があるため、使用料の算定

に当たっては、施設の維持管理等に要する費用を原価とした上で、施設の公共性の強弱に応じて受益者の負担割合に差を設けるなど、一定の配慮が必要であると考えます。

- 市民に分かりやすく説明できるよう、原価と、施設の公共性の強弱に応じた性質別負担割合に基づく具体的な算定方式とすることが望ましい。

$$\text{使用料} = \text{原価} \times \text{性質別負担割合}$$

3 使用料算定の対象とする施設

- 受益と負担の公平化の観点から、使用料が有料の施設だけでなく、現在は使用料が無料の施設も使用料算定の対象とすることが望ましい。

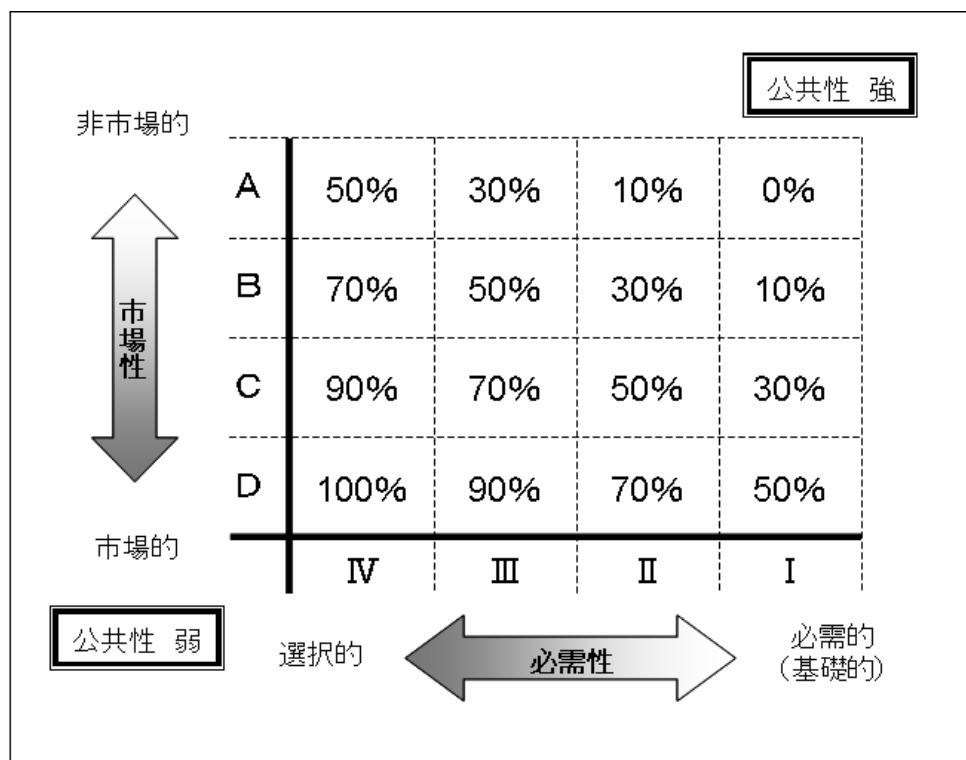
Ⅱ. 使用料の算定について

1 サービス提供に要する原価の算定

- 原価は、施設に係る全ての経費を積み上げないと実態が見えなくなる。国等からの補助金も含めて、原則として100%積み上げることが必要であると考えます。
- 財政健全化の観点も踏まえ、新地方公会計制度の発生主義の考え方に合わせて、減価償却費（定額法）や退職給与引当金繰入等の現金で支出していない費用も原価に含めることが必要であると考えます。
- 原価に企画や人事管理等の内部管理部門の間接費用まで含めると際限が無くなる上、積算根拠も曖昧になり分かりにくくなるため、原価は、施設サービスの提供に直接要する費用とすることが望ましい。

2 施設の性質別分類と受益者負担割合

- 施設の公共性をサービスの必需性と市場性から分類する場合、多種多様にある施設の公共性の強弱は白黒ハッキリできない部分も多い。分類は、大まか過ぎてもいけないが、細分化し過ぎても際限がなくなると考えます。
- 4分類（負担割合→0%、50%、50%、100%）程度では領域の中間辺りにくる施設もあり、負担割合の差が大きくなり過ぎる。中間の領域を追加して、施設の実状を的確に反映できるよう慎重に分類することが必要であると考えます。



Ⅲ. その他の取り扱いについて

1 政策的特例措置（減額・免除制度）

- 都市間競争が激しくなる中、まちの魅力をつけるため、観光や教育文化の振興、社会的弱者等への政策的配慮として、使用料を減額・免除することも必要であると考えます。
- 政策的特例措置としての減額・免除制度は、設置目的や性質等が異なる施設を一律に統一するのではなく、施設の分類ごとに統一することが望ましい。
- 減額・免除となる対象や減額割合は、施設の分類ごとにバラツキがあっても良い。大切なのは減額・免除することや、バラツキがあることの説明責任を果たすことであると考えます。
- 特定の人に手厚く減額・免除した分は、市民が負担することになるので公平性に繋がらない。減額・免除することと公平性を保つため、適正に運用することが必要であると考えます。

2 激変緩和措置

- 使用料の値上げ改定は市民生活に急激な負担を強いることになり、利用率の低下を招く恐れもあることから、改定の上限率を設けるとともに、施設ごとの実状も踏まえて段階的に改定することが望ましい。
- 一方、使用料が現行より低額になる施設で、民間の類似施設の経営を圧迫しないよう現行使用料に据え置く施設については、どうして岐阜市が施設を設置しているのかを考えなければならない。政策的に無くてはならない施設でなければ民間に設置を任せればよいと考えます。